平成２１年（フ）第３６１号
新潟県新潟市東区藤見町２丁目24番16号
債務者　渡邉　芳昭
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６８号
新潟県新潟市西区小針南21番10号　朝日荘２Ｆ３号
債務者　田島こず枝
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５１号
三重県津市片田新町26番地３
債務者　公下　節子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６５号
三重県亀山市阿野田町1095番地70
債務者　渡邊奈絵子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７４号
神戸市垂水区塩屋町671番地の125　アンビエントジェームス山三番館415号
債務者　野島なつ代（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８７号
神戸市中央区東川崎町７丁目６番15―404号
債務者　柿山　龍一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０２号
神戸市東灘区本山南町８丁目３番１―115号
債務者　多田智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２８号
神戸市灘区下河原通２丁目４番４号
債務者　久保　忠義
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３３号
神戸市須磨区友が丘７―１―31　新須磨リハビリテーション病院内、住民票上の住所神戸市中央区二宮町４丁目21番９号　オレンジハウス307号
債務者　本山　隆美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３４号
神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地522号棟114号室
債務者　坂本こと　李　　春恵
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３８号
神戸市垂水区高丸３丁目８番12―205号、従前の住所神戸市垂水区坂上３丁目２番30号
債務者　藤田　民子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４２号
神戸市兵庫区新開地１―３―33―203、住民票上の住所神戸市北区星和台７丁目15番地の３
債務者　土居　聡子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４４号
神戸市須磨区白川台５丁目56番地の24
債務者　櫻井　雅子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４７号
神戸市東灘区御影塚町２丁目15番11号ウエストコート御影102号
債務者　萱野理可子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４８号
神戸市灘区水車新田字宮坂111番地の１　メゾンドカスカード六甲103、従前の住所神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―312号
債務者　長田　恭一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５１号
神戸市中央区中山手通２丁目16番12号ハーブハンター坂102号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―308号
債務者　町口　直人
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目24番10号
債務者　田中　良治
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部